

# 日光市グリーン購入基本方針

平成26年11月

(令和4年4月 別紙1「特定調達品目」の一部修正)

日光市

## 目 次

1 . 方針策定の背景 .....	1
2 . 対象範囲 .....	1
3 . 基本原則 .....	1
4 . 推進方法 .....	2
5 . 評価 .....	2
6 . 公表 .....	2
7 . 特定調達品目 .....	2
8 . 参考サイト .....	2
別紙1 特定調達品目 .....	3
1 . 紙類 .....	3
2 . 文具類 .....	4
3 . オフィス家具等 .....	9
4 . OA機器 .....	10
5 . 携帯電話 .....	17
6 . 家電製品 .....	18
7 . その他の機器等 .....	20
8 . 照明 .....	22
9 . 自動車等 .....	25
10 . 消火器 .....	27
11 . 繊維製品 .....	28
12 . 設備 .....	30
13 . 役務 .....	32
14 . ごみ袋等 .....	34
別表1 古紙リサイクル適正ランクリスト .....	35
別表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準 .....	36
別紙2 木材製品及び紙製品の合法性の確認について .....	37

## 日光市グリーン購入基本方針

### 1 方針策定の背景と目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済構造に根ざしており、その解決には、社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

平成13年4月には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が施行され、地方公共団体においては環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）目標等を設定した方針を定め、その方針に基づき環境負荷低減へ取り組むことが努力義務として規定された。

本市においては、平成22年3月に策定した「日光市役所環境配慮率先行動計画（以下「率先行動計画」とする。）」において、グリーン購入を推進するための取組を一部実施してきたところであるが、取組の拡充による更なる推進を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築に寄与することを目的に、グリーン購入法第10条に基づく「日光市グリーン購入基本方針（以下「方針」という。）」を定めるものである。

### 2 対象範囲

本方針の対象範囲は、日光市の全ての機関が行う物品の調達とする。（外郭団体、市の施設の指定管理者については、方針に基づく取組が行われるよう協力を要請するものとする）。

### 3 基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄まで全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮する。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④ 長時間の使用や再使用が可能であること
- ⑤ 有効なリサイクルが可能であること
- ⑥ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- ⑦ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと
- ⑧ 調達数量は必要最小限とすること

## 4 推進方法

### (1) 年度ごとの重点特定調達物品の決定

率先行動計画に定める日光市役所環境配慮率先行動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、毎年度、「特定調達品目」の中から当該年度に重点的に調達を進める環境物品等（以下「重点特定調達物品」という。）を定める。

### (2) 各所属におけるグリーン購入の実施

①特定調達品目の判断基準に該当する物品等（環境配慮物品）の調達は、各所属において判断し、実施するものとする。やむを得ない理由により調達することが困難な場合においては、「3. 基本原則」を踏まえ、極力グリーン購入に努める。

②重点特定調達物品の調達については、優先的に実施するものとする。別紙1の「特定調達品目」の判断基準を仕様書や入札条件に明示するなどの方法により優先的に購入する。

③参考となる環境ラベルが付されている物品は、詳細な判断基準を満たしたものであるため、調達の際に優先的に選択する。

④判断基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定する。各所属において、可能な限り「基準値1」による調達を推進するものとし、早期に「基準値2」から「基準値1」による調達への移行が図られるものとする。

## 5 評価

評価は、推進委員会で定めた重点特定調達物品を対象に行う。

## 6 公表

方針は、市ホームページ等において公表する。

## 7 特定調達品目

特定調達品目及び判断の基準は、別紙1のとおりとする。また、基準ではないものの、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項を「※」で示している。

## 8 参考サイト

### ■エコマーク事務局

[http://www.ecomark.jp/search/green\\_search.php](http://www.ecomark.jp/search/green_search.php)

### ■エコ商品ねっと

<http://www.gpn.jp/econet/>

## 別紙 1

### 特定調達品目

特定の品目について、判断基準に適合する物品（環境配慮物品）等を優先的に調達することとする。なお、重点特定調達物品は、◎で表記する。

分類	品目	判断基準
1 紙類		<p>[紙類共通基準]</p> <p>バージンパルプが使用される場合（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。（衛生用紙を除く）[別紙2参照]</p> <p>※古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。          ※バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。（トイレ用紙、ティッシュペーパーを除く）          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品         </div> </div> <p>★古紙以外のバージンパルプ原料については、下記の森林認証マーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               FSC 森林認証制度         </div> <div style="text-align: center;">               PEFC 森林認証プログラム         </div> <div style="text-align: center;">               間伐材マーク         </div> </div>
	情報用紙 （コピー用紙）	<p>①総合評価値が80以上であること。                  ②製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で確認できるものであること。                  ③紙類共通基準を適用</p>
	情報用紙 （フォーム用紙）	<p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白さ70%程度以下であること。                  ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。                  ③紙類共通基準を適用</p>
	情報用紙 （インクジェットカラープリンタ用塗工紙）	<p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。                  ②紙類共通基準を適用</p>
	印刷用紙 （塗工されていない印刷用紙）	<p>①総合評価値が80以上であること。                  ②再生利用しにくい加工が施されていないこと。                  ③紙類共通基準を適用</p>
	印刷用紙 （塗工されている印刷用紙）	
	衛生用紙 （トイレ用紙）	<p>①古紙パルプ配合率100%であること。</p>
	衛生用紙 （ティッシュペーパー）	

分類	品目	判断基準
2 文具類		<p>[文具類共通基準]</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすもの。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合：再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（製品を使用した後に回収された材料）からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が木質の場合：次のいずれかの要件を満たすこと。  ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。  イ. 原料として使用される原木は、合法なものであること。[別紙2参照]</p> <p>③金属を除く主要材料が紙の場合：次の要件を満たすこと。  ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。  イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用[別紙2参照]</p> <p>④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>※古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。  ※使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。  ※材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。ただし、間伐材、合板、製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。  ※材料に紙が含まれる場合で、バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。  ※間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。  ※製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  ※製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">         エコマーク     </div> <div style="text-align: center;">         グリーン購入法適合     </div> <div style="text-align: center;">         グリーン購入法適合商品     </div> </div>
	シャープペンシル	文具類共通基準を適用 ※残芯が可能な限り少ないこと。
	シャープペンシル替芯	文具類共通基準を容器に適用
	ボールペン	文具類共通基準を適用 芯が交換できること。
	マーキングペン	文具類共通基準を適用 ※消耗品が交換又は補充できること。
	鉛筆	文具類共通基準を適用
	スタンプ台	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用
	朱肉	※インク又は液が補充できること。

分類	品目	判断基準
	印章セット (朱肉付印章ケース、ホルダー)	文具類共通基準を適用 ※インク又は液が補充できること。
	印箱	文具類共通基準を適用
	公印	
	ゴム印	
	回転ゴム印	
	定規	
	トレー	
	消しゴム	文具類共通基準を巻紙(スリーブ)又はケースに適用
	ステープラー (汎用型)	①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く)。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。  ※再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
	ステープラー (汎用型以外)	文具類共通基準を適用
	ステープラー針リムーバー	※再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
	連射式クリップ (本体)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用
	事務用修正具 (テープ)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用  ※消耗品が交換できること。
	事務用修正具 (液状)	文具類共通基準を容器に適用
	クラフトテープ (紙粘着)	①テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。  ※粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	粘着テープ (布粘着)	テープ基材(ラミネート層を除く)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
	両面粘着紙テープ	①テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。
	製本テープ	文具類共通基準をテープ基材に適用
	ブックスタンド	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。
	ペンスタンド	文具類共通基準を適用
	クリップケース	

分類	品目	判断基準
	はさみ	文具類共通基準を適用 ※再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
	マグネット (玉)	文具類共通基準を適用
	マグネット (バー)	
	テープカッター	
	パンチ (手動)	
	モルトケース (紙めくり用スポンジ ケース)	
	紙めくりクリーム	文具類共通基準を容器に適用
	鉛筆削り (手動)	文具類共通基準を適用 ※再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
	OA クリーナー (ウェットタイプ)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ※内容物が補充できること。
	OA クリーナー (液タイプ)	文具類共通基準を容器に適用 ※内容物が補充できること。
	ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
	レターケース	文具類共通基準を適用
	メディアケース (CD・DVD・BD用)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ア：金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 イ：ア以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
	マウスパッド	文具類共通基準を適用
	OA フィルター (枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通基準を適用したもの、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
	丸刃式紙裁断機	文具類共通基準を適用 ※再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
	カッターナイフ	文具類共通基準を適用
	カッティングマット	文具類共通基準を適用 ※マットの両面が使用できること。

分類	品目	判断基準
	デスクマット	文具類共通基準を適用
	OHP フィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあつては、①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
	絵筆	①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。
	絵の具	文具類共通基準を容器に適用
	墨汁	
	のり(液状) (補充用を含む)	文具類共通基準を容器に適用
	のり(澱粉のり) (補充用を含む)	※内容物が補充できること。
	のり(固形)	文具類共通基準を容器・ケースに適用
	のり(テープ)	※消耗品が交換できること。
	ファイル	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、紙類共通基準を適用。 ②①以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。  ※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
	バインダー	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、紙類共通基準を適用。 ② ①以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。 ③ クリアホルダーにあつては、上記②の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。  ※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
	ファイリング用品	文具類共通基準を適用
	アルバム(台紙を含む)	
	つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、紙類共通基準を適用。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③①②以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。
	カードケース	文具類共通基準を適用
	事務用封筒(紙製)	①古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、紙類共通基準を適用。
	窓付き封筒(紙製)	①古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、紙類共通基準を適用。 ③窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

分類	品目	判断基準
	けい紙	①古紙パルプ配合率40%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。 ③塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下であること、又は、塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ④塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。
	起案用紙	
	ノート	
	パンチラベル	文具類共通基準を適用 ※粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	タックラベル	①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。
	インデックス	③①②以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。 ※粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	付箋紙	
	付箋フィルム	文具類共通基準を適用 ※粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
	黒板拭き	文具類共通基準を適用
	ホワイトボード用イレーザー	
	額縁	
	テープ印字機等用カセット	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通基準を適用 ②ア：使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ：通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ：工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ：工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
	テープ印字機等用テープ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通基準を適用。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
	ごみ箱	①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ②①以外の場合にあつては、文具類共通基準を適用。
	リサイクルボックス	
	缶・ボトルつぶし機（手動）	文具類共通基準を適用
	名札（机上用）	
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
	鍵かけ（フックを含む）	
	チョーク	再生材料が10%以上使用されていること。
	グラウンド用白線	再生材料が70%以上使用されていること。
	梱包用バンド	①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

分類	品目	判断基準
	3 オフィス家具	<p>【全品目共通基準】            保守部品又は消耗品は、製造終了後5年以上供給されること。</p> <p>【主要材料がプラスチックの場合】            再生プラスチックが、プラスチック重量比10%以上又はバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベースポマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【主要材料が木材の場合】            ①原料とされる原木は合法なものであること。            ②材料からのホルムアルデヒドの拡散速度が、0.02mg/m<sup>3</sup>h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>【主要材料が紙の場合】            ①古紙パルプの配合率が50%以上のものであること。            ②紙の原料にバージンパルプが使用される場合は、原料とされる原木は合法なものであること。〔別紙2参照〕</p> <p>※長期間の使用が可能で、再使用、再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に、金属部分については、製品の長寿命化、省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>※塗料は、粉体塗料、水生塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>※原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>※包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> </div>
	いす	
	机	
	棚	
	収納用什器 (棚以外)	
	ローパーティション	
	コートハンガー	
	傘立て	
	掲示板	
	黒板	
	ホワイトボード	

分類	品目	判断基準
40A 機器	コピー機	<p>①紙類共通基準を満たす用紙に対応可能であること。          ②国際エネルギースタープログラムに適合していること。          ③リユースに配慮した製品であること。          ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。          ⑤再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。          ⑥製品の回収・リサイクルシステムがあること。</p>
	複合機	<p>※電池には、鉛、水銀、カドミウム化合物が含まれないこと。          ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          ※希少金属を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。          ※25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が1つ以上使用されていること。          ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
	拡張性のあるデジタルコピー機	<p>★購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク           </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合           </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品           </div> <div style="text-align: center;">               国際エネルギースター プログラム適合           </div> </div>
プリンタ プリンタ複合機	プリンタ	①紙類共通基準を満たす用紙に対応可能であること。
	プリンタ複合機	<p>②国際エネルギースタープログラムに適合していること。          ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。          ④再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。          ※電池には、鉛、水銀、カドミウム化合物が含まれないこと。          ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          ※希少金属を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。          ※25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が1つ以上使用されていること。          ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。          ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク           </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合           </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品           </div> <div style="text-align: center;">               国際エネルギースター プログラム適合           </div> </div>

分類	品目	判断基準
	ファクシミリ	<p>①国際エネルギースタープログラムに適合していること。          ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>※電池には、鉛、水銀及びカドミウムの化合物が含まれないこと。          ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          ※希少金属を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。          ※25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が1つ以上使用されていること。          ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品         </div> <div style="text-align: center;">               国際エネルギースター プログラム適合         </div> </div>
	スキャナ	<p>①国際エネルギースタープログラムに適合していること。          ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>※電池には、鉛、水銀及びカドミウムの化合物が含まれないこと。          ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          ※希少金属を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。          ※25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が1つ以上使用されていること。          ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品         </div> <div style="text-align: center;">               国際エネルギースター プログラム適合         </div> </div>

分類	品目	判断基準																								
	プロジェクタ	<p>①製品本体の重量(=0.0012*φ*α*β)が、下記の基準値以下であること。</p> <p>【固体光源以外】</p> <table border="1" data-bbox="528 309 1390 405"> <tr> <td>一般品(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.0*1.0</td> </tr> <tr> <td>単焦点(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.2*1.0</td> </tr> <tr> <td>超単焦点(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.5*1.0</td> </tr> </table> <p>【固体光源(LED、レーザー等)】</p> <table border="1" data-bbox="528 427 1390 524"> <tr> <td>一般品(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.0*2.0</td> </tr> <tr> <td>単焦点(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.2*2.0</td> </tr> <tr> <td>超単焦点(kg)</td> <td>0.0012*1m*1.5*2.0</td> </tr> </table> <p>②消費電力(=0.070*φ*α*β)が、下記の基準値以下であること。</p> <p>【固体光源以外】</p> <table border="1" data-bbox="528 607 1390 703"> <tr> <td>一般品(kg)</td> <td>0.070*1m*1.0*1.0+85</td> </tr> <tr> <td>単焦点(kg)</td> <td>0.070*1m*1.1*1.0+85</td> </tr> <tr> <td>超単焦点(kg)</td> <td>0.070*1m*1.2*1.0+85</td> </tr> </table> <p>【固体光源(LED、レーザー等)】</p> <table border="1" data-bbox="528 725 1390 822"> <tr> <td>一般品(kg)</td> <td>0.070*1m*1.0*1.5+85</td> </tr> <tr> <td>単焦点(kg)</td> <td>0.070*1m*1.1*1.5+85</td> </tr> <tr> <td>超単焦点(kg)</td> <td>0.070*1m*1.2*1.5+85</td> </tr> </table> <p>※φ=1m(ルーメン)、α、βは係数</p> <p>③待機時消費電力が0.4W以下であること(ネットワーク待機時は適用外)</p> <p>④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。  ア. 水銀の使用及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること。  イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。</p> <p>⑥特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>※光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。  ※可能な限り固体光源ランプが使用されていること。  ※可能な限り低騒音であること。  ※回収、再使用又は再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること。  ※長寿命化・省資源化、部品の再使用、リサイクル設計がなされていること。  ※ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること(筐体部分)。  ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。  ※製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> </div>	一般品(kg)	0.0012*1m*1.0*1.0	単焦点(kg)	0.0012*1m*1.2*1.0	超単焦点(kg)	0.0012*1m*1.5*1.0	一般品(kg)	0.0012*1m*1.0*2.0	単焦点(kg)	0.0012*1m*1.2*2.0	超単焦点(kg)	0.0012*1m*1.5*2.0	一般品(kg)	0.070*1m*1.0*1.0+85	単焦点(kg)	0.070*1m*1.1*1.0+85	超単焦点(kg)	0.070*1m*1.2*1.0+85	一般品(kg)	0.070*1m*1.0*1.5+85	単焦点(kg)	0.070*1m*1.1*1.5+85	超単焦点(kg)	0.070*1m*1.2*1.5+85
一般品(kg)	0.0012*1m*1.0*1.0																									
単焦点(kg)	0.0012*1m*1.2*1.0																									
超単焦点(kg)	0.0012*1m*1.5*1.0																									
一般品(kg)	0.0012*1m*1.0*2.0																									
単焦点(kg)	0.0012*1m*1.2*2.0																									
超単焦点(kg)	0.0012*1m*1.5*2.0																									
一般品(kg)	0.070*1m*1.0*1.0+85																									
単焦点(kg)	0.070*1m*1.1*1.0+85																									
超単焦点(kg)	0.070*1m*1.2*1.0+85																									
一般品(kg)	0.070*1m*1.0*1.5+85																									
単焦点(kg)	0.070*1m*1.1*1.5+85																									
超単焦点(kg)	0.070*1m*1.2*1.5+85																									

分類	品目	判断基準
	トナーカートリッジ インクカートリッジ	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収及びマテリアル（材料）リサイクルのシステムがあること。</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。 ・トナーカートリッジ：50%以上 ・インクカートリッジ：25%以上</p> <p>ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等したうえで適正処理され、単純埋め立てされないこと。</p> <p>オ. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 紙類共通基準を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>キ. 感光体は、鉛、水銀、カドミウム、セレン及びその化合物を含まないこと。（トナーのみ）</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ※回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること（クローズドリサイクルシステム）。 ※各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">エコマーク      グリーン購入法適合      グリーン購入法適合商品</p>
	電子計算機 (パソコン等)	<p>①エネルギー消費効果率が、下記を満たすこと。</p> <p>ア. サーバ型電子計算機：省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100%以上達成）</p> <p>イ. クライアント型電子計算機：下記のいずれかを満たすこと。 ・省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100%以上達成） ・国際エネルギースタープログラ（Ver. 8.0以上）の基準を満たすこと</p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報が公開されていること。</p> <p>③搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>④筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ※長寿命化・省資源化、再生利用しやすい設計がなされていること。 ※バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと。 ※再使用部品が可能な限り使用されていること。 ※再生マグネシウム合金、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ※マニュアルやリカバリCDが削減されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">エコマーク      グリーン購入法適合      グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">国際エネルギースタープログラム適合      省エネラベル</p>

分類	品目	判断基準
	磁気ディスク装置	<p>省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上の製品であること。(ラベル緑色)</p> <p>※特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。  ※回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること。  ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。  ※再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  ※製品の梱包又は包装に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>省エネラベル</p> </div>
	ディスプレイ	<p>①国際エネルギースタープログラム (Ver. 8.0以上) の基準を満たすこと。  ②特定の化学物質 (鉛、水銀、カドミウムとその化合物及び六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル) が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報が公開されていること。  ③動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰すること。</p> <p>※回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること。  ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。  ※再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。  ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>国際エネルギースター プログラム適合</p> </div> </div>
	記録用メディア	<p>〔判断の基準はケースに適用〕  次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上であること。  ②スリムタイプ又はスピンドルタイプであること。  ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>※原料の原木は、持続可能な森林から産出されたものであること。(間伐材又は再生資源を除く)  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> </div>

分類	品目	判断基準																															
	シュレッダー	<p>①待機時消費電力は、1.5W以下であること。 ②低電力モード又はオフモードへの移行時間は、10分以下であること。</p> <p>※特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ※使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再使用部品又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  エコマーク </div> <div style="text-align: center;">  グリーン購入法適合 </div> <div style="text-align: center;">  グリーン購入法適合商品 </div> </div>																															
	デジタル印刷機	<p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="550 896 1388 1075" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="4">デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A3対応機</th> <th colspan="2">B4対応機、A4対応機</th> </tr> <tr> <th>プリンタ機能 作動時</th> <th>プリンタ機能 非作動時</th> <th>プリンタ機能 作動時</th> <th>プリンタ機能 非作動時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリンタ機能標準装備型</td> <td></td> <td>35.5</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>プリンタ機能あり</td> <td>35.5</td> <td></td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリンタ機能なし</td> <td></td> <td>24</td> <td></td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③紙類共通基準を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>※インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ※電池には、鉛、水銀及びカドミウムの化合物が含まれないこと。 ※再使用部品又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は、出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後変更することができない構造の機械については、既定値とする。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  エコマーク </div> <div style="text-align: center;">  グリーン購入法適合 </div> <div style="text-align: center;">  グリーン購入法適合商品 </div> </div>			デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)				A3対応機		B4対応機、A4対応機		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20	上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22		プリンタ機能なし		24		19
		デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)																															
		A3対応機			B4対応機、A4対応機																												
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時																												
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20																												
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22																													
	プリンタ機能なし		24		19																												

分類	品目	判断基準
	掛時計	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①太陽電池式（蓄電機能付きで一次電池不要）          ②太陽電池式及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能          ③一次電池が5年以上使用可能</p> <p>※使用される一次電池の個数が可能な限り少ないこと。          ※再生プラスチックが可能な限り使用されていること。          ※製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品         </div> </div>
	電子卓上計算機	<p>①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるものであること。          ②再生プラスチック配合率40%以上のものであること。          ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	一次電池又は小型充電式電池（単1～単4形）	<p>①一次電池は、アルカリ相当以上（マンガン電池でないもの）であるもの。          ②小形充電式電池（二次電池）は、充電式のニッケル水素電池等であること。</p> <p>※使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合         </div> <div style="text-align: center;">               グリーン購入法適合商品         </div> <div style="text-align: center;">               J I S マーク         </div> </div>



分類	品目	判断基準										
6 家電製品												
	電気冷蔵庫 (業務用を除く)	<p>①エネルギー消費効率が以下の基準のいずれかを満たすこと。  <b>【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】</b>            基準値 1：省エネ基準達成率105%以上            基準値 2：省エネ基準達成率100%以上</p> <p><b>【電気冷凍庫】</b>            基準値 1：省エネ基準達成率110%以上            基準値 2：省エネ基準達成率100%以上</p>										
	電気冷凍庫 (業務用を除く)	<p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。            ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB及びPBDE）の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>										
	電気冷凍冷蔵庫 (業務用を除く)	<p>※部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。            ※再生プラスチックが部品に使用されていること。            ※塗料は、有機溶剤及び臭気が少ないものであること。            ※製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>省エネラベル      統一省エネラベル</p>										
	テレビジョン受信機	<p>①エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="517 1196 1390 1379"> <thead> <tr> <th>パネル種類及び画素数</th> <th>省エネ基準達成率基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液晶2K 未満</td> <td>74%程度以上(100/135)</td> </tr> <tr> <td>液晶2K 以上4K 未満</td> <td>89%程度以上(100/112)</td> </tr> <tr> <td>液晶4K 以上</td> <td>71%程度以上(100/141)</td> </tr> <tr> <td>有機 EL</td> <td>82%程度以上(100/122)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②リモコン待機時の消費電力0.5W以下            ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB及びPBDE）の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>※製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。            ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。            ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">     </div> <p>エコマーク                  省エネラベル                  統一省エネラベル</p>	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率基準値	液晶2K 未満	74%程度以上(100/135)	液晶2K 以上4K 未満	89%程度以上(100/112)	液晶4K 以上	71%程度以上(100/141)	有機 EL	82%程度以上(100/122)
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率基準値											
液晶2K 未満	74%程度以上(100/135)											
液晶2K 以上4K 未満	89%程度以上(100/112)											
液晶4K 以上	71%程度以上(100/141)											
有機 EL	82%程度以上(100/122)											

分類	品目	判断基準												
	電気便座 (洗浄機能のみのものを除く)	<p>以下の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）を上回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="517 311 1382 434"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">暖房便座</td> <td>141kWh/年 以下</td> </tr> <tr> <td>温水洗浄便座</td> <td>貯湯式</td> <td>175kWh/年 以下</td> </tr> <tr> <td>温水洗浄便座</td> <td>瞬間式</td> <td>97kWh/年 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>下記ラベルの年消費電力量(kWh/年)を確認すること</p> <p>※再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。            ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。            ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>  <p>統一省エネラベル</p>	区分		基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）	暖房便座		141kWh/年 以下	温水洗浄便座	貯湯式	175kWh/年 以下	温水洗浄便座	瞬間式	97kWh/年 以下
区分		基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）												
暖房便座		141kWh/年 以下												
温水洗浄便座	貯湯式	175kWh/年 以下												
温水洗浄便座	瞬間式	97kWh/年 以下												
	電子レンジ (業務用、ガスオーブンを有するもの、定格入力電圧 200V 専用、庫内の高さ 135mm 未満、システムキッチンに組み込まれているものを除く)	<p>①省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上を達成していること。            ②待機時消費電力が0.05W未満であること。            ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB及びPBDE）の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。            ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>  <p>省エネラベル</p>												

分類	品目	判断基準																																																			
	7 その他の機器等	<p>【家庭用エアコンディショナー】 統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆」であること。 【業務用エアコンディショナー】（冷房能力50.4kW以下） 次の表の区分ごとの基準エネルギー消費効率に対する基準値1又は2を満たすこと。 （小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと）</p> <table border="1" data-bbox="528 517 1385 1245"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">エネルギー消費効率 又は算定式</th> <th rowspan="2">基準値 1</th> <th rowspan="2">基準値 2</th> </tr> <tr> <th>形態及び機能</th> <th>室内機の種類</th> <th>冷房能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">複数組合せ形 のもの及び下 記以外の者</td> <td rowspan="5">四方向カセット 形</td> <td>3.6kW未満</td> <td>E=6.0</td> <td rowspan="10">E*100%</td> <td rowspan="10">E*88%</td> </tr> <tr> <td>3.6kW以上 10.0kW未満</td> <td>E=6.0-0.083*(A-3.6)</td> </tr> <tr> <td>10.0kW以上 20.0kW未満</td> <td>E=6.0-0.12*(A-10)</td> </tr> <tr> <td>20.0kW以上 28.0kW以下</td> <td>E=5.1-0.060*(A-20)</td> </tr> <tr> <td>四方向カセット 形以外</td> <td>3.6kW未満</td> <td>E=5.1</td> </tr> <tr> <td>3.6kW以上 10.0kW未満</td> <td>E=5.1-0.083*(A-3.6)</td> </tr> <tr> <td>10.0kW以上 20.0kW未満</td> <td>E=5.1-0.10*(A-10)</td> </tr> <tr> <td>20.0kW以上 28.0kW以下</td> <td>E=4.3-0.050*(A-20)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">マルチタイプ のもので室内 機の運転を個 別制御するも の</td> <td rowspan="5"></td> <td>10.0kW未満</td> <td>E=5.7</td> </tr> <tr> <td>10.0kW以上 20.0kW未満</td> <td>E=5.7-0.11*(A-10)</td> </tr> <tr> <td>20.0kW以上 40.0kW未満</td> <td>E=5.7-0.065*(A-20)</td> </tr> <tr> <td>40.0kW以上 50.4kW以下</td> <td>E=4.8-0.040*(A-40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内機が床置 きでダクト接 続形のもの及 びこれに類す るもの</td> <td rowspan="2">直吹き形</td> <td>20.0kW未満</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td>20.0kW以上 28.0kW未満</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト形</td> <td>20.0kW未満</td> <td>E=4.7</td> </tr> <tr> <td>20.0kW以上 28.0kW未満</td> <td>E=4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>E:基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）&lt;下一桁 A:冷房能力（単位：kW）</p> <p>【共通基準】</p> <p>①冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB及びPBDE）の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>※冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ※製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさへの配慮及び情報開示がなされていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>  <p>統一省エネラベル</p>	区分			エネルギー消費効率 又は算定式	基準値 1	基準値 2	形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	複数組合せ形 のもの及び下 記以外の者	四方向カセット 形	3.6kW未満	E=6.0	E*100%	E*88%	3.6kW以上 10.0kW未満	E=6.0-0.083*(A-3.6)	10.0kW以上 20.0kW未満	E=6.0-0.12*(A-10)	20.0kW以上 28.0kW以下	E=5.1-0.060*(A-20)	四方向カセット 形以外	3.6kW未満	E=5.1	3.6kW以上 10.0kW未満	E=5.1-0.083*(A-3.6)	10.0kW以上 20.0kW未満	E=5.1-0.10*(A-10)	20.0kW以上 28.0kW以下	E=4.3-0.050*(A-20)	マルチタイプ のもので室内 機の運転を個 別制御するも の		10.0kW未満	E=5.7	10.0kW以上 20.0kW未満	E=5.7-0.11*(A-10)	20.0kW以上 40.0kW未満	E=5.7-0.065*(A-20)	40.0kW以上 50.4kW以下	E=4.8-0.040*(A-40)	室内機が床置 きでダクト接 続形のもの及 びこれに類す るもの	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9	20.0kW以上 28.0kW未満	E=4.9	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7	20.0kW以上 28.0kW未満	E=4.7
区分			エネルギー消費効率 又は算定式	基準値 1	基準値 2																																																
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力																																																			
複数組合せ形 のもの及び下 記以外の者	四方向カセット 形	3.6kW未満	E=6.0	E*100%	E*88%																																																
		3.6kW以上 10.0kW未満	E=6.0-0.083*(A-3.6)																																																		
		10.0kW以上 20.0kW未満	E=6.0-0.12*(A-10)																																																		
		20.0kW以上 28.0kW以下	E=5.1-0.060*(A-20)																																																		
		四方向カセット 形以外	3.6kW未満			E=5.1																																															
	3.6kW以上 10.0kW未満	E=5.1-0.083*(A-3.6)																																																			
	10.0kW以上 20.0kW未満	E=5.1-0.10*(A-10)																																																			
	20.0kW以上 28.0kW以下	E=4.3-0.050*(A-20)																																																			
	マルチタイプ のもので室内 機の運転を個 別制御するも の		10.0kW未満			E=5.7																																															
			10.0kW以上 20.0kW未満			E=5.7-0.11*(A-10)																																															
20.0kW以上 40.0kW未満			E=5.7-0.065*(A-20)																																																		
40.0kW以上 50.4kW以下			E=4.8-0.040*(A-40)																																																		
室内機が床置 きでダクト接 続形のもの及 びこれに類す るもの			直吹き形	20.0kW未満	E=4.9																																																
	20.0kW以上 28.0kW未満	E=4.9																																																			
	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7																																																		
		20.0kW以上 28.0kW未満	E=4.7																																																		

分類	品目	判断基準
	ガスヒートポンプ式冷暖房機 （低格冷房能力 7.1kW を超え 28kW 未満のもの）	①期間成績係数（JIS B 8627 に規定する方法により算出）が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。  ※冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ※特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。   J I Sマーク
	ストーブ	省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%であること。  ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。  ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。   省エネラベル
	ヒートポンプ式電気給湯器	①家庭用では、省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%であること。 ②業務用では、年間加熱効率が3.20以上であること。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。  ※冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
	ガス温水機器	省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上であること。  ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
	石油温水機器	※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。  ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。
	ガス調理機器	 省エネラベル

分類	品目	判断基準																																				
8 照明	LED 照明器具	<p>固有エネルギー消費効率、平均演色評価数Ra及びLEDモジュール寿命が下表のいずれかの基準以上であること。</p> <p>①基準値1は、下記のいずれかを満たすこととする。  ア. 固有エネルギー効率が下表の基準値1の数値以上  イ. 基準値2を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、明るさセンサ制御、調光制御等の省エネ効果の高い機能を付加</p> <p>②基準値2は、固有エネルギー消費効率が下表の基準値2の数値以上</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>固有エネルギー消費効率の基準  上段：基準値1 下段：基準値2、 lm：ルーメン</p> <table border="1" data-bbox="528 725 1385 909"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>LED 照明器具</th> <th>ダウンライト※1</th> <th>高天井器具※2</th> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色、 昼白色、白色</td> <td>144 lm/W</td> <td>114 lm/W</td> <td>156 lm/W</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>温白色、 電球色</td> <td>102 lm/W 85 lm/W</td> <td>96 lm/W 80 lm/W</td> <td>102 lm/W 85 lm/W</td> <td>— 90 lm/W</td> <td>— 対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ダウンライトの定義は、器具埋込寸法が30mm以下の製品  ※2 高天井器具の定義は、定格光束11,000 lm以上の製品</p> <p>平均演色評価数Ra及びLEDモジュール寿命の基準</p> <table border="1" data-bbox="528 1025 1385 1178"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>LED 照明器具</th> <th>ダウンライト※1</th> <th>高天井器具※2</th> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ra</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>モジュール寿命</td> <td colspan="5">40,000時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初期照度補正制御、人感センサ制御、明るさセンサ制御、調光制御等の機能があること。  ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。  ※使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が少ないものであること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。  ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	光源色	LED 照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯	昼光色、 昼白色、白色	144 lm/W	114 lm/W	156 lm/W	—	—	温白色、 電球色	102 lm/W 85 lm/W	96 lm/W 80 lm/W	102 lm/W 85 lm/W	— 90 lm/W	— 対象外	適用	LED 照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯	Ra	80	70	70	70	70	モジュール寿命	40,000時間				
光源色	LED 照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯																																	
昼光色、 昼白色、白色	144 lm/W	114 lm/W	156 lm/W	—	—																																	
温白色、 電球色	102 lm/W 85 lm/W	96 lm/W 80 lm/W	102 lm/W 85 lm/W	— 90 lm/W	— 対象外																																	
適用	LED 照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯																																	
Ra	80	70	70	70	70																																	
モジュール寿命	40,000時間																																					
	LED を光源とした内照式表示灯	<p>①定格寿命は30,000時間以上であること。  ②特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。  ※使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が少ないものであること。  ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。  ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>																																				

分類	品目	判断基準																								
	蛍光灯ランプ 直管形蛍光灯ランプ（40形）	<p>次の表の基準を満たしていること。</p> <p style="text-align: right;">lm：ルーメン</p> <table border="1" data-bbox="528 360 1390 629"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ランプ効率</th> <th>その他の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高周波点灯専用形 （インバータ）（Hf）</td> <td>100 lm/W以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径25.5mm（±1.2）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ラピッドスタート形 スタータ形</td> <td>85 lm/W以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径32.5mm（±1.5）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>省エネラベル</p> </div> </div>	区分	ランプ効率	その他の基準	高周波点灯専用形 （インバータ）（Hf）	100 lm/W以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径25.5mm（±1.2）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul>	ラピッドスタート形 スタータ形	85 lm/W以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径32.5mm（±1.5）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul>															
区分	ランプ効率	その他の基準																								
高周波点灯専用形 （インバータ）（Hf）	100 lm/W以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径25.5mm（±1.2）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul>																								
ラピッドスタート形 スタータ形	85 lm/W以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80以上</li> <li>・ 定格寿命10,000時間以上</li> <li>・ 管径32.5mm（±1.5）以下</li> <li>・ 水銀封入量が5mg以下</li> </ul>																								
	電球形状のランプ （電球形 LED ランプ）	<p>次の表の基準を満たしていること。</p> <p style="text-align: right;">lm：ルーメン</p> <table border="1" data-bbox="528 1059 1390 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th>ランプ効率</th> <th>ランプ効率</th> <th rowspan="2">Ra</th> <th rowspan="2">定格寿命</th> </tr> <tr> <th>A形(E26/E17口金)</th> <th>A形(E26/E17口金)以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">110.0 lm/W以上</td> <td rowspan="3">80 lm/W以上</td> <td rowspan="3">Ra70以上</td> <td rowspan="4">40,000時間以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">98.6 lm/W以上</td> <td rowspan="2">70 lm/W以上</td> <td rowspan="2">Ra70以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> <tr> <td>ビーム開き90度未満の反射形</td> <td>—</td> <td>50 lm/W以上</td> <td>Ra70以上</td> <td>30,000時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：電源電圧50V以下、Ra90以上、調光器対応機能付きの場合は、A形(E26/E17口金)以外の基準を適用する。調光・調色対応ランプは基準値（最大消費電力時）から5 lm/Wを緩和する。</p> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>省エネラベル</p> </div> </div>	光源色	ランプ効率	ランプ効率	Ra	定格寿命	A形(E26/E17口金)	A形(E26/E17口金)以外	昼光色	110.0 lm/W以上	80 lm/W以上	Ra70以上	40,000時間以上	昼白色	白色	温白色	98.6 lm/W以上	70 lm/W以上	Ra70以上	電球色	ビーム開き90度未満の反射形	—	50 lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上
光源色	ランプ効率	ランプ効率		Ra	定格寿命																					
	A形(E26/E17口金)	A形(E26/E17口金)以外																								
昼光色	110.0 lm/W以上	80 lm/W以上	Ra70以上	40,000時間以上																						
昼白色																										
白色																										
温白色	98.6 lm/W以上	70 lm/W以上	Ra70以上																							
電球色																										
ビーム開き90度未満の反射形	—	50 lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上																						

分類	品目	判断基準								
	電球形のランプ (電球形蛍光ランプ)	次の表の基準を満たしていること。								
		区分		ランプ 効率	定格基準及び 水銀封入量					
大きさ	光源色	形状								
10	電球色			省エネ ラベル が緑色 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格寿命 6,000時間 以上</li> <li>・ 水銀封入量 4mg以下</li> </ul>					
	昼白色									
	昼光色									
15	電球色					省エネ ラベル が緑色 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格寿命 6,000時間 以上</li> <li>・ 水銀封入量 4mg以下</li> </ul>			
	昼白色									
	昼光色									
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	省エネ ラベル が緑色 のもの					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格寿命 6,000時間 以上</li> <li>・ 水銀封入量 4mg以下</li> </ul>		
		蛍光ランプが露出していないもの								
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの							省エネ ラベル が緑色 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格寿命 6,000時間 以上</li> <li>・ 水銀封入量 4mg以下</li> </ul>
		蛍光ランプが露出していないもの								
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの		省エネ ラベル が緑色 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格寿命 6,000時間 以上</li> <li>・ 水銀封入量 4mg以下</li> </ul>					
		蛍光ランプが露出していないもの								
<p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>										
 グリーン購入法適合		 グリーン購入法適合商品								
 エコマーク		 省エネラベル								

分類	品目	判断基準																													
9 自動車等  乗用車  小型バス  小型貨物車  バス等  トラック等  トラクタ	次の表の基準を満たしていること。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 459 603 521">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="603 459 1137 521">判断の基準</th> <th data-bbox="1137 459 1366 521">対応する基本基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 521 603 705">乗用車</td> <td colspan="2" data-bbox="603 521 1137 705">           ・電動車等であること(2段階の判断の基準の設定なし)            ・ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値60%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。         </td> <td data-bbox="1137 521 1366 705">           ハイブリッド自動車は排ガス基準及び燃費基準を満たすこと         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断の基準		対応する基本基準	乗用車	・電動車等であること(2段階の判断の基準の設定なし) ・ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値60%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。		ハイブリッド自動車は排ガス基準及び燃費基準を満たすこと																						
	区分	判断の基準		対応する基本基準																											
	乗用車	・電動車等であること(2段階の判断の基準の設定なし) ・ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値60%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。		ハイブリッド自動車は排ガス基準及び燃費基準を満たすこと																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 741 603 804" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="603 741 1137 804">判断の基準</th> <th data-bbox="1137 741 1366 804" rowspan="2">対応する基本基準</th> </tr> <tr> <th data-bbox="603 804 735 866">基準値1</th> <th data-bbox="735 804 1137 866">基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 866 603 904">小型バス</td> <td data-bbox="603 866 735 904">電動車等</td> <td data-bbox="735 866 1137 904">次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費(2015年度燃費基準達成)</td> <td data-bbox="1137 866 1366 904">排ガス基準、燃費基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 904 603 1140">小型貨物車</td> <td data-bbox="603 904 735 1140">電動車等</td> <td data-bbox="735 904 1137 1140">           次世代自動車又は下記の一定の燃費性能を満たす車両  <b>【軽貨物車及び中量貨物車】</b>            2015年度燃費基準5%超過達成  <b>【軽量貨物車】</b>            2015年度燃費基準15%超過達成         </td> <td data-bbox="1137 904 1366 1140">排ガス基準、ガソリン燃費基準、軽油燃費基準、LPガス燃費基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1140 603 1227">バス等</td> <td data-bbox="603 1140 735 1227">電動車等</td> <td data-bbox="735 1140 1137 1227"></td> <td data-bbox="1137 1140 1366 1227">バス等に係る燃費基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1227 603 1314">トラック等</td> <td data-bbox="603 1227 735 1314">電動車等</td> <td data-bbox="735 1227 1137 1314">次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準5%超過達成)</td> <td data-bbox="1137 1227 1366 1314">トラック等に係る燃費基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1314 603 1395">トラクタ</td> <td data-bbox="603 1314 735 1395">電動車等</td> <td data-bbox="735 1314 1137 1395"></td> <td data-bbox="1137 1314 1366 1395">トラクタに係る燃費基準</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判断の基準		対応する基本基準	基準値1	基準値2	小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費(2015年度燃費基準達成)	排ガス基準、燃費基準	小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は下記の一定の燃費性能を満たす車両 <b>【軽貨物車及び中量貨物車】</b> 2015年度燃費基準5%超過達成 <b>【軽量貨物車】</b> 2015年度燃費基準15%超過達成	排ガス基準、ガソリン燃費基準、軽油燃費基準、LPガス燃費基準	バス等	電動車等		バス等に係る燃費基準	トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準5%超過達成)	トラック等に係る燃費基準	トラクタ	電動車等		トラクタに係る燃費基準				
	区分		判断の基準			対応する基本基準																									
		基準値1	基準値2																												
	小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費(2015年度燃費基準達成)	排ガス基準、燃費基準																											
	小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は下記の一定の燃費性能を満たす車両 <b>【軽貨物車及び中量貨物車】</b> 2015年度燃費基準5%超過達成 <b>【軽量貨物車】</b> 2015年度燃費基準15%超過達成	排ガス基準、ガソリン燃費基準、軽油燃費基準、LPガス燃費基準																											
	バス等	電動車等		バス等に係る燃費基準																											
トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準5%超過達成)	トラック等に係る燃費基準																												
トラクタ	電動車等		トラクタに係る燃費基準																												
★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること																															
<p>燃費基準達成車</p> <p>低排出ガス車</p>																															
※カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は、150以下であること。 ※長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生材が可能な限り使用されていること。 ※バイオマスプラスチック又は合成繊維が可能な限り使用されていること。 ※エコドライブ支援機能を搭載していること。																															

分類	品目	判断基準
	乗用車用タイヤ (スタッドレスタイヤを除く)	<p>①次の要件を満たすこと。            基準値1：転がり抵抗係数が7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。            基準値2：転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。</p> <p>②スパイクタイヤでないこと。</p> <p>※製品の長寿命化に配慮されていること。            ※走行時の静粛性の確保に配慮されていること。            ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>  <p>低燃費タイヤ統一マーク</p>
	2サイクルエンジン油	<p>①生分解度が28日以内で60%以上であること。            ②魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上であること。</p> <p>※製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。            ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。            ※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p>    <p>グリーン購入法適合      グリーン購入法適合商品      エコマーク</p>

分類	品目	判断基準
10	消火器 (粉末消火器とし、点検の際の消化薬剤の詰め替えも含む)	<p>①消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>②製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>※使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>※包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div>

分類	品目	判断基準
1 1 繊維製品	<p>作業服 (ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの)</p> <p>帽子 (ポリエステル繊維を使用したもの)</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂配合率が25%以上（作業服は裏地を除く）であること。 ※ポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル重量比50%以上</p> <p>②再生PET樹脂配合率が10%以上されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維が25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維が10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であり、さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【作業服に関して】</p> <p>⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※可能な限り未利用繊維又は反毛繊維（帽子では竹繊維も）が使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  エコマーク </div> <div style="text-align: center;">  エコ・ユニフォームマーク </div> <div style="text-align: center;">  PETボトルリサイクル推奨マーク </div> </div>
	<p>靴 (綿 100% 及びゴム製は除く)</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂配合率が25%以上（作業服は裏地を除く）であること。 ※甲部のポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、甲材のポリエステル重量比50%以上</p> <p>②故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比10%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  エコマーク </div> <div style="text-align: center;">  PETボトルリサイクル推奨マーク </div> </div>

分類	品目	判断基準
	作業手袋	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂配合率が50%以上使用されていること。          ②ポストコンシューマー材料からなる繊維が50%以上使用されていること。          ③未利用繊維が50%以上使用されていること。          ④植物を原料とする合成繊維が25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>※未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。          ※漂白剤を使用していないこと。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="text-align: center;">             エコマーク         </div>
	集会用テント	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂配合率が25%以上であること。          ※ポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル重量比50%以上</p> <p>②再生PET樹脂配合率が10%以上されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。          ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。          ④植物を原料とする合成繊維が25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。          ⑤植物を原料とする合成繊維が10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であり、さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。          ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">             エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">             PET ボトル  <small>再利用品</small>            PET ボトルリサイクル推奨マーク         </div> </div>
	ブルーシート	<p>ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">             エコマーク         </div> <div style="text-align: center;">             PET ボトル  <small>再利用品</small>            PET ボトルリサイクル推奨マーク         </div> </div>

分類	品目	判断基準																									
1 2 設備	太陽光発電システム	<p>①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 394 1109 517"> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </table> <p>②太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③発電電力量が確認できること。</p> <p>④太陽電池モジュールは、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持するように設計・製造されたもの。</p> <p>⑤パワーコンディショナの負荷効率が、出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するように設計・製造されたもの。</p> <p>⑥太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</p> <p>⑦太陽電池モジュールは、減量化や再生資源の使用など環境配慮設計の事前評価が行われ、内容が確認できること。</p> <p>※修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>※来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>※設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>※特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがること。</p> <p>※太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用料を低減すること。</p>	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%																	
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%																										
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%																										
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%																										
化合物系太陽電池	12.0%																										
	太陽熱利用システム	<p>①日集熱効率が、次の区分ごとの基準値以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1339 1366 1559"> <thead> <tr> <th colspan="2">集熱器の区分</th> <th colspan="2">日集熱効率</th> </tr> <tr> <th>集熱媒体・機能</th> <th>集熱器の形状・透過体</th> <th>基準値1</th> <th>基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体</td> <td>平板形透過体付き</td> <td>60%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気</td> <td rowspan="2">平板形</td> <td>透過体付き</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td>透過体なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽光発電機能付き</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定しており、可能な限り「基準値1」による調達を望ましい。</p> <p>②集熱器及び周辺機器に関する必要な情報の開示がなされていること。</p> <p>※修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>※集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>※設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>※アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用料を低減すること。</p>	集熱器の区分		日集熱効率		集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2	液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上	真空ガラス管形	50%以上	40%以上	空気	平板形	透過体付き	40%以上	透過体なし	—	太陽光発電機能付き		—	10%以上
集熱器の区分		日集熱効率																									
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2																								
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上																								
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上																								
空気	平板形	透過体付き	40%以上																								
		透過体なし	—																								
太陽光発電機能付き		—	10%以上																								

	<p>★なお購入の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">エコマーク      J I S マーク</p>
<p>テレワーク用ライセンス</p>	<p>インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。</p> <p>※「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。</p> <p>※当該年度における総調達件数（ライセンス数）とする。</p> <p>※テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。削減が期待される環境負荷としては移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して確認することが望ましい。</p>
<p>Web 会議システム</p>	<p>①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。</p> <p>②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p> <p>※「Web 会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。</p> <p>※当該年度における総調達件数（ライセンス数）とする。</p>

分類	品目	判断基準
1 3 役務	外注印刷	<p><b>【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】</b></p> <p>①分類「1 紙類」の判断基準を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除く。）</p> <p>②リサイクル適正Aランクの用紙、インキ等の資材を使用すること。[別表1]</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④印刷工程におけるVOCの発生抑制や印刷機の環境負荷低減など環境配慮の措置が講じられていること。</p> <p><b>【オフセット印刷】</b></p> <p>①バイオマス含有インキ（植物油インキ、大豆インキ）が使用されていること。また、印刷物に植物油インキマークを表示すること。</p> <p>②NL規制（印刷インキ工業連合会）適合のインキを使用すること。</p> <p><b>【デジタル印刷】</b></p> <p>化学安全性の確認されたトナー又はインキを使用すること。</p> <p>※印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>※インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>※原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。〔別表2〕</p> <p>※揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>※印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>※古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>※バージンパルプの持続可能性が確認されていること。</p> <p>※間伐材等パルプ利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお発注の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>GREEN PRINTING JFPI P-Z10001 グリーンプリン ティング認定制度</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>印刷インキ工業連合会 NLマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>Waterless<sup>®</sup> Printing. Naturally.<sup>SM</sup> バタフライロゴ</p> </div> </div>

分類	品目	判断基準
	印刷機能等提供業務 (機器の導入及び保守業務及び消耗品の供給業務) (機器の導入及び保守業務) (保守業務及び消耗品の供給業務)	<p>①コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断基準を満たすこと。</p> <p>ア. 各機器は、基本方針の当該品目の判断基準を満たすこと。</p> <p>イ. 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋め立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。</p> <p>③特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断基準を満たすこと。</p> <p>④機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数</p> <p>※コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>※使用済みカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われたうえで、適正処理され、単純埋め立てされないこと（受注者がトナー、インクを供給した場合に適用）。</p> <p>※機器、消耗品の提供にあつては、梱包用資材の再使用、簡易包装、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

分類	品目	判断基準
14	ごみ袋等  プラスチック製ごみ袋	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。  アバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。  イ、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。  ウ、上記ア又はイに関する情報が表示されていること。  エ、プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>※「プラスチック製ごみ袋」の対象は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等は適用しない。  ※シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。  ※バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。  ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>★なお発注の際は以下のマーク等を参考にすること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エコマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バイオマスプラスチックマーク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バイオマス No.000000 バイオマスマーク</p> </div> </div>

別表 1

## 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り)／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラーレンズ使用)	—
② その他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

- 備考) 1. ☆印の資材は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷データベース」に掲載されていることを確認すること。  
2. \*印の資材は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適正を確認すること。

別表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準	
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。	
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。	
刷版	印刷版の再利用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。	
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水なし印刷システムを導入していること。</li> <li>・湿し水循環システムを導入していること。</li> <li>・VOC対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。</li> <li>・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。</li> <li>・VOC対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。</li> <li>・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。</li> </ul>
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。	
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。	
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

### 1 木材製品及び紙製品の判断基準について

「特定調達品目調達目標」で定められている品目のうち、木材製品及び紙製品（バージンパルプが使用される場合）の原料とされる原木については、伐採に当たって、原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされた合法的なものであることを判断基準に定めている。

#### 判断基準

##### 例 1) 木材製品の場合

原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。

##### 例 2) 紙製品の場合

紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、原料とされる原木は合法的なものであること。

※ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材及びバージンパルプは除く。

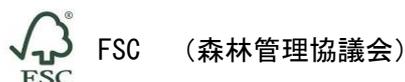
※ 古紙パルプ配合率100%の製品は、バージンパルプを使用していないため、対象外となる。

### 2 合法性の確認がされている製品の調達方法について（公共工事を除く。）

以下の方法により、製品を選択する。（製品選択の優先順位は①→④の順である。）

- ① グリーン購入ネットワーク提供の「エコ商品ねっと」で“グリーン購入法適合”の表示がされている製品を選択する。[URL：<http://www.gpn.jp/econet/>]
- ② カタログ等に掲載されている製品情報の中で、森林認証の認証マークにより合法性が証明されている製品を選択する。

※ 主な環境ラベル及び森林認証



#### 森林認証とは

第三者機関が一定の基準を基に、適切な森林経営等が行われている森林を認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれらの木材を選別し購入することができるようにする民間主体の制度

- ③ カタログ等に掲載されている製品情報の中で、合法性の確認について明記されている製品を選択する。
- ④ 上記の①～③の方法で確認できない場合、メーカー等に合法性の確認(※)を行い、確認がされている製品を選択する。※ 合法性を証明する書類（様式は任意）の提出を求め、書類により確認を行う。

### 3 合法木材供給事業者の認定について（公共工事）

合法木材供給事業者認定団体が認定した事業者の情報等を参考に、木材製品を調達する。

[URL：<http://www.goho-wood.jp/mark/>]